福山市公告第５９７号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定に基づき、２０２５年度（令和７年度）における福山市役所本庁舎光ＩＰ電話網構築・提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項及び福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）第２７条の規定により公告します。

２０２５年（令和７年）５月２０日

福山市長　枝　広　直　幹

１　一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

福山市役所本庁舎光ＩＰ電話網構築・提供業務

(2) 履行場所

福山市役所本庁舎

(3) 履行内容・期間等

別紙「仕様書」のとおり

２　入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による入札参加資格の制限を受けていないもの。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当しない者であること。

３　入札参加資格審査の申請書類について

　　この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、次の(2)から(5)までに掲げる書類は、申請書を提出する日の３か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式１）

(2) 商業登記簿謄本（写しでも可）

　 (3) 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは、申立書（様式３）を提出すること。）

(4) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの）

(5) 印鑑証明書（原本）

(6) 財務諸表（直近１事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」）

(7) 使用印鑑届（様式４。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

(8) 委任状（様式５。入札、契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）(9) 誓約書（様式６）

４　入札に関する質疑について

(1) 本件に関して質疑がある場合は、所定の質問票（様式７）により、「１２ 問合せ先等」に記載の宛先に電子メールで提出することとし、電子メールの件名は「（質問）福山市役所本庁舎光ＩＰ電話網構築・提供業務」とすること（メールの送付後は必ず電話すること）。

(2) 上記(1)の受付は、２０２５年（令和７年）５月２６日（月）午後５時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、２０２５年（令和７年）５月２９日（木）までに、福山市ホームページに掲載する。

５　入札参加資格審査申請書類の提出期間・方法及び場所

(1) 申請書類交付及び提出期間

２０２５年（令和７年）５月２０日（火）から５月３０日（金）まで（ただし、市の休日（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

(2) 申請書類の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

「１２ 問合せ先等」のとおり。

（申請書類の提出は持参に限る。郵便、信書便、メール等による受付は行わない。）

※申請書類は、福山市HP（URL:http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp）からダウンロード　可能

６　入札参加資格審査の結果の通知

(1) 入札参加資格審査の結果については、２０２５年（令和７年）６月５日（木）までに書面により資格審査結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を併せて通知する。

(2) 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

７　入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格者が、入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき、上記２の入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

(2) 市長は、上記(1)により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

８　入札及び開札の日時等

入札の日時及び場所は、次のとおりとする（郵便、信書便、メール等による入札の受付は行わない。）。

(1) 日時

２０２５年（令和７年）６月１０日（火）　１３時３０分

(2) 場所

福山市役所５階　多目的室（福山市東桜町３番５号）

なお、開札は、入札執行後、直ちに同所で行う。

９　その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

入札書の合計金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。また、併せて入札書に記載の「（Ａ）構築費用」「（Ｂ）通話料」の各々が予定価格の制限の範囲内であることも条件とする。

(4) 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の１００分の５に相当する金額を入札違約金として市に納めるものとする。

１０　無効とする入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が２以上の入札をしたとき。

(3) 他人の代理を兼ね、又は２以上を代理して入札したとき。

(4) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(5) 入札書に記名押印がなかったとき。

(6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(7) その他規則又は特に指定した事項に違反したとき。

１１　この入札に際しては、本市が定めた「入札条件・入札心得」に従うので、その内容をよく確認すること。

１２　問合せ先等

〒７２０－８５０１

福山市東桜町３番５号　福山市役所本庁舎５階

福山市総務局総務部総務課

℡（０８４）９２８－１００７（直通）

E-Mail：soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp